

【申告相談に必要な書類】

① 必ず持参するもの

- ・口座番号がわかるもの（通帳など。本人名義に限ります）
- ・マイナンバーが確認できるもの
- ・本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

② 収入や経費を証明するもの（主なもの）

所得(収入)の種類	収入を証明するもの	経費を証明するもの
給与	勤務先からの源泉徴収票(原本)	—
雑(公的年金)	公的年金等源泉徴収票(原本)	—
農業	収入(販売)金額がわかるもの	必要経費がわかる領収書など
不動産	収入金額がわかるもの	必要経費がわかる領収書など

③ 控除を証明するもの（主なもの）

控除の種類	証明することができる書類
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書・国民年金保険料の領収書・社会保険の支払証明書(任意継続分含む)
生命保険料控除 地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none">・生命保険会社、地震保険会社からの控除証明書
医療費控除	<ul style="list-style-type: none">・医療費控除の明細書(領収書) ※令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払った医療費が対象です。 ※領収書の添付は必要なくなりましたが、明細書を作成する必要があります。 ※医療保険者から送付される「医療費通知」を添付することも可能ですが、診療月がすべて網羅されていないことがありますのでご注意ください。
障害者控除	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
住宅借入金等特別控除	<ul style="list-style-type: none">・請負契約書または売買契約書・登記事項証明書・年末残高等証明書・・住宅の区分に応じた書類

住宅の区分により添付する書類が
異なります。
詳しくはお問合せください。

【医療費控除の明細書について】

医療費控除の明細書の作成にあたり、次の点にご留意ください。

- ・記載をするときは、医療を受けた人ごとに分けてから、病院・薬局ごとに分けてください。
- ・なお、同じ病院・薬局に複数回支払いがある場合は、合計額を記載して構いません。
- ・医療費控除の明細書の様式は住民税務課窓口で配布しています。(独自で作成したものでも可)
記載方法が不明な場合は、お問い合わせください。
- ・**・医療費控除の明細書を作成していない場合、申告相談に多くの時間を要しますので、できる限り作成をお願いいたします。**